

- 平成16年10月25日(月)から平成16年11月19日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時30分から午後6時までとする。
- イ 交付場所  
3に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時  
平成16年11月5日(金)午前10時30分から
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 警察本部庁舎4階 OA研修室
- ウ その他  
出席者は1者につき3名までとする。
- (4) 総合評価のための提案書の提出場所及び提出期限
- ア 提出場所  
3に記載のとおり。
- イ 提出期限  
平成16年12月7日(火)午後1時30分(ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年12月6日(月)午後6時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成16年12月7日(火)午後1時30分から
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 警察本部庁舎4階 OA研修室
- ウ その他  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (6) 入札書の提出方法  
4の(5)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成16年12月6日(月)午後6時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(5)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
- ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。
- イ 総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に基づき技術点を与える(満点910点)。なお、必須項目を1項目でも満たしていない場合は、加

- 項目の評価は行わない。
- ウ 入札価格については、「 $390 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。
- エ 上記ア及びイにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
- オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。また、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 6 Summary
- (1) Subject matter of the contract:  
Development of Application and report system on the Internet
- (2) Period of commission:  
From the day of contract through March 25, 2005
- (3) Date and place to submit bidding proposal:  
Date: 1:30 p.m., December 7th, 2004  
Place: Kumamoto Prefectural Police  
4th floor OA training Room  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
- (4) Postal deadline to submit bidding proposal:  
Bidding proposal must arrive no later than December 6th, 2004, 6:00p.m.
- (5) Language and currency to be used for bidding:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese currency only
- (6) Contact information:  
Kumamoto Prefectural Police  
Police Administration Department  
Information Management Division  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture  
862-8610 Japan  
Tel 096-381-2048

別記 落札者決定基準

| 項番 | 大項目                  | 中項目                          | 小項目                                | 評価内容  | 配点                                    | 評価区分                                   |      |
|----|----------------------|------------------------------|------------------------------------|---|---------------------------------------|--|------|
| 1  | 1 本件委託業務に対する提案者の理解   | 1 背景と目的                      | 1 システム開発業務についての考え方について             | 熊本県警行政手続等電子化システム開発委託業務に関する基本的な考え方が明確に示され、かつ、それが「受託仕様書」に示した考え方を反映した妥当なものであること。 | -                                     | 必須                                     |      |
| 2  |                      | 2 基本方針                       | 1 設計・開発における基本的な考え方について             | システムの設計・開発についての基本的な考え方が明確に示されていること。   | -                                     | 必須                                     |      |
| 3  |                      |                              | 2 県受付システムとの連携における基本的な考え方について       | 県受付システムとの位置づけと連携についての基本的な考え方が明確に示されていること。                                     | -                                     | 必須                                     |      |
| 4  | 2 システム開発に対する提案者の考え方  | 1 行政手続等電子化システム               | 1 システム全体構成について                     | システム全体構成について明確に示すこと。  | -                                     | 必須                                     |      |
| 5  |                      |                              | 2 システムの機能概要                        | システムを構成する各機能毎に機能構成、業務概要が具体的に示されていること。   | 0~20                                  | 普通                                     |      |
| 6  |                      |                              | 3 操作性について                          | 操作性を確保するための実現方式が具体的に示されていること。   | 0~20                                  | 普通                                     |      |
| 7  |                      |                              | 4 安全性について                          | システムのセキュリティを確保するための実現方式が具体的に示されていること。   | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 8  |                      |                              | 5 信頼性について                          | システムの信頼性を確保するための実現方式が具体的に示されていること。  | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 9  |                      |                              | 6 拡張性について                          | システムの拡張性を確保するための実現方式が具体的に示されていること。  | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 10 |                      |                              | 7 データベース仕様について                     | システムに必要なデータベース仕様が示されていること。  | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 11 |                      |                              | 3 他システムとの連携に対する提案者の考え方             | 1 他システムとの連携について   | 1 県受付システムとの連携について                     | 県受付システム(統合連携システム)との連携について具体的に示されていること。 | 0~50 |
| 12 | 2 公的認証基盤等との連携について    | 公的認証基盤等との連携について具体的に示されていること。 |                                    |   | 0~20                                  | 普通                                     |      |
| 13 | 4 業務の進め方             | 1 システムの実現方式                  | 1 審査者向け機能                          | 仕様に示された審査者向け機能の実現方式が具体的に示されていること。   | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 14 |                      |                              | 2 管理者向け機能                          | 仕様に示された管理者向け機能の実現方式が具体的に示されていること。   | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 15 |                      |                              | 3 オープン系ネットワークとクローズ系ネットワークとのデータ連携機能 | 仕様に示されたネットワーク間のデータ連携機能の実現方式が具体的に示されていること。                                     | 0~100                                 | 最重要                                    |      |
| 16 |                      | 2 設計・開発手法及び手順                | 1 システム設計・ソフトウェア設計                  | システム設計・ソフトウェア設計の手法及び手順が具体的に示されていること。  | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 17 |                      |                              | 2 システム開発                           | システム開発の手法及び手順が具体的に示されていること。   | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 18 |                      |                              | 3 システム運用試験                         | システム運用試験の手法及び手順が具体的に示されていること。   | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 19 | 5 開発スケジュール及び開発体制について | 1 開発スケジュールについて               | 1 開発スケジュール                         | 本業務を遂行するために提案者が想定する作業スケジュールが具体的に示されていること。                                     | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 20 |                      |                              | 2 開発体制について                         | 1 開発要員の知識・能力について  | 本業務を遂行する要員の知識・能力について具体的に示されていること。     | 0~50                                   | 重要   |
| 21 |                      |                              |                                    | 2 開発要員の配置計画   | 本業務を遂行するために提案者が想定する作業体制が具体的に示されていること。 | 0~50                                   | 重要   |
| 22 | 6 受託者に関するもの          | 1 受託者に関するもの                  | 1 プロジェクト管理手法                       | 品質確保等の社内外の取り組み方針や基準、規定が具体的に示されていること。  | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 23 |                      |                              | 2 類似業務の受託実績                        | 類似システムの開発実績(システム名・処理方式)が具体的に示されていること。   | 0~50                                  | 重要                                     |      |
| 24 | 7 成果物の構成案            | 1 成果物の構成案                    | 1 成果物の目次案と記述内容                     | 成果物の目次案及び想定記述内容が具体的に示されていること。   | -                                     | 必須                                     |      |